

東北大学 高度教養教育・学生支援機構 紀要 投稿要領

(平成 28 年 7 月 15 日 高度教養教育・学生支援機構 出版・図書・資料委員会)

(平成 30 年 5 月 11 日 高度教養教育・学生支援機構 紀要・出版委員会)

(令和元年 6 月 7 日 高度教養教育・学生支援機構 紀要・出版委員会)

1. 東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要（以下「本誌」）へ投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 高度教養教育・学生支援機構（以下「機構」）の教職員及び研究員
 - 2) 過去に機構に所属していた教職員及び研究員（機構に所属していた期間に行った教育実践や研究活動について発表する場合に限る）
 - 3) 上記 1) または 2) が指導教員となっている本学の大学院生
 - 4) 機構教職員と共同研究に従事する者（共同研究に関する成果を発表する場合、もしくは本学に関する教育実践や研究活動の成果を発表する場合に限る）
 - 5) 本学名誉教授
 - 6) 本学他部局の専任教職員
2. 投稿原稿は「高等教育」「教養教育」「学生支援」に関する論文、研究ノート、報告、その他とする。なお、機構所属の専任教員は、「高等教育」等の区分に限定せず、専門研究の成果を投稿することができる。
3. 招待原稿を除いて、投稿原稿は 1 人 1 件までとする。ただし、共著を含む場合は、2 件までとする。
4. 投稿原稿は未発表の初出原稿とする。他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、掲載を認めない。
5. 投稿者は、別紙執筆要領により作成した原稿を、執筆者名（和文及び英文）、所属名、原稿タイトル（和文及び英文）ならびに掲載希望分類名（論文、研究ノート、報告等）を明記した投稿票（所定様式）とともに、本誌紀要・出版委員会宛に提出すること。
6. 投稿者は、原稿及び投稿票を電子媒体により送付する。原稿締め切りは、毎年、紀要・出版委員会によって告知するものとし、3 月末を刊行予定とする。
7. 投稿原稿の採否は、原則として査読を経て本誌紀要・出版委員会の審議により決定する。特に論文に関しては複数名の査読者によって審査を行う。本誌紀要・出版委員会は機構所属の専任教員によって構成する。
8. 著者校正は、原則として 2 校までとする。
9. 掲載原稿の著作権（公衆送信権を含む）は機構に帰属する。なお、本誌はオンラインジャーナルとして機構のウェブサイトに掲載し、また、東北大学機関リポジトリに登録する。
10. 投稿票において「投稿に当たっての責任ある研究活動に関する確認事項」が確認できないものは、掲載しない。

投稿に関する問い合わせ先

〒980-8576 仙台市青葉区川内 41

東北大学 高度教養教育・学生支援機構紀要・出版委員会宛

（事務担当 教育・学生支援部学務課学務企画係

電話 795-3819 メール gaku-kikaku@grp.tohoku.ac.jp)